

[事案 2024-45] 転換契約取消請求

・令和 6 年 11 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 11 月に契約した終身保険（契約①）を、令和 2 年 11 月に医療保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を取り消して契約②の既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人から勧められ、十分な説明を受けないまま転換を行ったが、死亡保障を 0 とし、予定利率を 5.5% から 0.6% にするひどい内容のものであった。
- (2) 募集人は、転換によるデメリットについての十分な説明をせず、確かに自分は転換契約の申込書にはサインしたと思うが、死亡保障が 0 になるとの説明は絶対に受けていない。
- (3) 令和 5 年 12 月に募集人が訪問してきた時、初めて、死亡保障がなくなり、定期取崩保険料充当前の年払保険料が約 15 万円にもなっていることに気づいた。

<保険会社の主張>

募集人ないし同行した上席者は、契約②への転換時、設計書・転換比較表を用いて、デメリットも含めて保障内容の説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。